

議案第 1 号

阿久根市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 2 月 27 日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 鳥飼 光明

提案理由

会議における質疑について一部方式を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会基本条例の一部を改正する条例

阿久根市議会基本条例（平成24年阿久根市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「行う」を「行うことができる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。